

労山基金と各種保険の補償内容比較表

労山基金説明会 資料集

2020.8.31

※部内資料

項 目	労山基金			iRO 日本山岳 救助機構	日山協共済	YAMAP登山保険	レスキュー 費用保険	モンペル 山岳保険 (スタンダード)
	ココヘリ+ 労山基金(5口)	労山基金(5口)	労山基金 (団体)					
救助捜索費用限度額	5,000,000	1,500,000～ 2,000,000	4,000,000	5,500,000	2,000,000	3,000,000	3,000,000	5,000,000(ハイキング軽登山) 2,000,000(冬山クライミング)
死亡見舞金	1,000,000	1,000,000	0	0	2,000,000	0	0	2,000,000
入院補償限度額	840,000	840,000	0	0	270,000	75,000	0	0
通院補償限度額	100,000	100,000	0	0	63,000	100,000	0	0
傷害医療費用	0	0	0	0	0	0	0	1,000,000
手術費用	0	0	0	0	15,000	0	0	0
後遺障害	0	0	0	0	0	0	0	0
遺体搬送費	0	0	0	300,000	0	0	0	0
救援者費用	100,000	100,000	100,000	300,000	0	0	0	0
携行品補償	☆ 30,000	0	0	300,000	0	0	50,000	300,000
個人賠償責任	☆ 1億	0	0	0	0	100,000	0	0
海外登山救助費用	150万～200万	国内と同額	100円(会員100人) ～500円(会員20人)	対象外	1億 対象外	0	0	1億 対象外
年費用・保険料	合計 8,650	5,000		2,000+α	11,960	10,500	4,000	16,092
備 考	<5口の場合> 海外救助費用は 300～400倍 ココヘリ加入者は 国内のみ1000倍 ☆はココヘリ付帯補 償	<5口の場合> (救助捜索費用) 継続1年毎に 10倍アップ 入院 210日 4000円/日 通院 50日 2000円/日	<団体> 1口2,000円 救助捜索に特化 ※「個人」と併用可	$\alpha =$ 750～1500円	登山コース1C 入院180日 (1500円/日) 通院90日 (700円/日) ※事故日から 180日以内	月単位契約(1,050円) 日単位契約(280円) レスキューのみも可 スマホ決済可		E104

遭難関係者追加費用——家族の駆けつけ費用限度額。

傷害医療費用——公的医療保険制度の一部負担金などの医療費の補填限度額。

入院補償限度額——労山基金は、8000円(10口)×210日で、事故日から1年以内が対象。他の保険は、1日1500円～3000円で事故日から180日までの補償日数が多い。支払対象も短く、事故日から180日以内とする場合が多い。

救援者費用——捜索救助の費用にも対応するが、病気、悪天候、道迷い、登攀、凍傷、疲労等、山岳事故のかなりの部分をカバーしない。
 労山基金では、駆けつけ交通費の位置付け。1パーティの事故に対応する限度額。

他の山岳保険との比較

モンベル山岳保険	キャンプ、サイクリング、ゲレンデスキー～ハイキングが軽登山を対象とした野外活動保険をベースに、冬山、クライミングなど危険度の高い山岳登攀も対象。プランが種々あるがスタンダードプランを取り上げた。			
iRO (日本山岳救助機構会員制度)	山岳遭難時の救助捜索活動を支援する制度である。いわば救助捜索に特化した制度といえる。			
労山山岳事故対策基金	運送母体が山岳登攀活動を実践している登山者の組織であり、登山活動、事故の実態に適合するように常に見直しがなされている制度である。保険ではなく基金なので寄付金制度（後払い方式）である。			
項目	労山基金	モンベル山岳保険	iRO（日本山岳救助機構）	
補償対象費用項目	個人交付：救助捜索・傷病（入通院）・死亡を対象に交付 団体交付：救助捜索に特化した選択可能	救助捜索、傷病（入通院費）・死亡	救助捜索のみ	
特長	傷病（入通院）に手厚い 寄付金の一部を安全対策に活用している		事後分担方式を取り入れて会員個人への還元配慮	
補償対象活動	ハイキング～冬山 クライミング全般	ハイキング～冬山 クライミング全般 アウトドア～活動全般	ハイキング～冬山 クライミング全般 スキー、スノーボードも対象	
海外対応	有り（国内と同額）	なし	なし	
交付対象と金額	救助捜索上限	200万円（5口 1口＝1000円）	団体（救助）	400万円（5口 1口＝2000円）
	救助者費用上限	10万円（救助捜索費用との二重請求なし）	救助	同左
	傷病（入通院）上限	入院 84万円（5口） 通院 10万円（5口）	捜索	なし
	死亡	100万円（5口）	の	なし
	後遺障害→後遺傷害	傷害当人に対してはなし	み	なし
ココヘリ加入者特典	救助捜索交付増額	労山基金のみの場合の2.5～3倍 500万円（5口）	個人	なし
	救助者駆けつけ費用	救助捜索費用と別に交付	併用	なし
年費用（加入者負担）	5,000円（5口/寄付金）	100円（会員100人） ～500円（会員20人）	可	2,000円+事後分担金（750～1500円）
付帯機能	個人賠償責任	なし		なし
	行事主催者責任	なし（廃止）		なし
	短期掛け捨て	有り		なし
ココヘリとの連携		有り（入会金無料）	有り（1億円限度）	有り
加入者努力への還元		なし	なし	年会費の一部を事後分担金方式
事故防止へのインセンティブ	寄付金の一部を安全対策基金（登山学校 雪崩講習会 各種安全教室への補助）の原資に	寄付金の一部を安全対策基金（登山学校 雪崩講習会 各種安全教室への補助）の原資に	なし	
その他特徴的事項	ハイキング層に対する優遇処置 3倍交付特典	ハイキング層に対する優遇処置 3倍交付特典		

【個人賠償責任への対応】

従来労山会員用に一般保険企業が個人賠償責任保険を提供してくれていたが、これが廃止された。一方ココヘリが付帯事項として個人賠償責任補償を付加してくれたので、アクティブかつ啓発的登山活動を実践する会員には、労山基金+ココヘリ加入はこの面からも意味のある組み合わせとして推奨できる。

[ココヘリ制度関連についての解説]

① ココヘリ制度の概要

「ココヘリ」の制度は、登山中に行方不明になった山域をヘリで電波探査し、救助組織につなぐシステム。オーセンティックジャパンが運営し、加入者は、会員証（電波発信機）を山行に携行する。年会費が 3650 円。遭難時、加入者は 3 回まで無料で捜索できる。気象条件等によってはヘリが動けない場合もあり、労山地上捜索隊も組織され、捜索を補完する。

加入希望者は、ホームページから「ココヘリ」を検索し労山の窓口から手続きする。

②ココヘリ制度加入者の救助・捜索の交付倍率の改定

ココヘリ制度は、早期発見が生存の可能性を高め、捜索費など補償内容の軽減にもつながるという認識から、ココヘリ加入者の救助・捜索費用の交付限度額を現行の 300～400 倍から 1000 倍（2.5～3.3 倍）へと改め、加入を促進する。ただし、海外登山や、会員証（発信機）の不携帯には適用されない。

② ココヘリ加入による労山基金加入者のメリット

労山基金に 5 口入っている会員が「ココヘリ」に加入者した場合、補償内容はどうなるか、次のページに例示した。これをほかの山岳保険の内容と比較してみる（「労山山岳事故対策基金と各種保険の補償内容比較表」〔資料 4 ページ〕の[ココヘリ+労山基金]のタテ項目参照）。日山協共済の補償内容は労山基金と似ていて比較がしやすい。

救助捜索費用限度額はココヘリコラボの方が 2.5 倍多く、入院補償限度額では 3 倍以上の違いがあり、また国内同様に海外救助費用があるなど、死亡見舞金以外、労山基金の補償内容は日山協共済を大きく引き離している。また労山基金 5 口でココヘリとコラボした合算金額は 8,650 円で、日山協共済の 11,960 円よりも 30% 近く安く、きわめて優位性が高い。

労山基金の口数とココヘリをどう選択するかどうかで、救助捜索の補償を厚くしたり、入通院補償を抑えて費用を軽くするなど、各自のニーズ合わせた補償内容の組み立て方の幅が広がった。

ココヘリ付帯の補償制度（個人賠償責任補償、物品補償）は、労山基金がこれまで対応しきれていなかった部分を補完している。

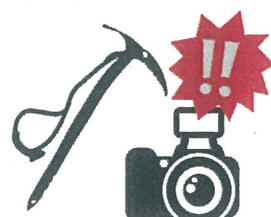
労山基金 5 口 + ココヘリ加入の場合 (1 口 1000 円 × 5 口) (年会費 3650 円)





NEW!!

**2019年1月1日より会員特典の
補償内容が新しくなりました!**



今までは、物品補償5万円だけの補償でしたが...

サポート1 個人賠償責任制度

会員本人様が、アウトドア活動中に起こした
第三者に対する法律上の賠償責任を補償します。

※他人の身体の障害、または他人の財物の破損に関する
賠償責任に限ります。



サポート2 アウトドア用品補償

アウトドア活動中の登山用品の破損・盗難事故を
最大3万円まで補償します。

※アウトドア用品補償制度の運用実績を基に、
最大補償金額を5万円から3万円に減額することで、
新たに「個人賠償責任制度」を追加いたしました。



アウトドア用品補償の対象となる登山用品

テント・ヘルメット・アウトドアウォッチ・GPS 端末・高度計
雪崩ビーコン・トレッキングポール・雨具・ヘッドランプ・寝袋
アイスバイル・アイゼン・トレッキンググローブ・ピッケル・コンロ
スノーシュー・スキー板・スノーボード・ビンディング・ストック
ゴーグル・タープ・ツェルト・エアマット・アウトドアカメラ

個人賠償責任制度のご案内

1. 対象事故

ココヘリ会員本人が、ココヘリサービス利用規約に則って行うアウトドア活動中に起こした第三者に対する法律上の賠償責任を補償します。

※他人の身体の障害または他人の財物の破損に関する賠償責任に限ります。

2. 補償内容

支払限度額：1億円

自己負担額：なし

示談代行サービス

事故が発生した際、保険会社の専門担当者が示談交渉に対応します。

※損害賠償請求権者が、保険会社と直接折衝することに同意しない場合等、

当サービスを利用できない場合もあります。

3. 事故発生時のご連絡先

取扱代理店：ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社

連絡先：〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町3-4-11 新芝川ビル 4F

電話番号：06-6201-3121 F A X 番号：06-6222-1967

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部第三課

メールアドレス：jikorenraku@worldins.co.jp

営業時間帯：平日9:00～17:00

4. 事故発生時の初動対応の流れ

事故発生後、必要な処置、目撃者の有無等の確認、警察等への連絡を取っていただいた後

(1) 会員様の連絡先(お名前・住所・電話番号等)を被害者にお伝えください。

(2) 被害者の連絡先(お名前・住所・電話番号等)の確認をお願い致します。

(3) 今後の事故対応の中で、保険会社より被害者宛に連絡させていただく旨の
ご了承をお取付ください。

(4) 上記取扱代理店に、お電話もしくはメールにて事故報告をお願いします。

その際、以下を中心にご教示ください。

① 会員様情報(会員ID・氏名)

② 事故発生日時

③ 事故内容(いつ、誰が、どこで、どのようにした結果、どのようなになったのか)

④ 被害者の情報(お名前・住所・電話番号)

※事故現場で、口約束や示談は絶対にしないでください。

アウトドア用品補償のご案内

1. 対象商品

ココヘリ会員が所有するアウトドア用品のうち以下記載のもの。

テント、ヘルメット、アウトドアウォッチ、GPS 端末、高度計、雪崩ビーコン、
トレッキングポール、雨具、ヘッドランプ、ピッケル、アイスバイル、アイゼン、
トレッキンググローブ、寝袋、スノーシュー、スキー板、スノーボード、ビンディング
ストック・ゴーグル、タープ、ツエルト、コンロ、エアマット、アウトドアカメラ

2. 補償内容

保険の対象 : 上記記載のアウトドア用品

補償期間 : 会員 入会期間中

支払限度額 : 3 万円 (※)

自己負担額 : 5, 0 0 0 円

※修理費または時価額のいずれか安価な額を最大 3 万円まで補償します。

※『対象商品の修理』もしくは『代替製品の購入』が、保険金お支払の要件となります。

補償対象: ココヘリ会員証携行中のアウトドア活動中に発生した事故
(破損※1、盗難※2)

※1: 経年劣化 (使用に伴う消耗・摩耗・変質・変色など) は、補償対象外となります。

※2: 紛失・置忘れは、補償対象外となります。

請求期間: 事故発生日から 3 0 日以内

対象地域: 日本国内で生じた損害を補償

請求回数制限: 会員入会期間 (1 年) に 1 回まで

3. 事故発生時のご連絡先

取扱代理店 : ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社

連絡先 : 〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町3-4-11 新芝川ビル 4F

電話番号 : 06-6201-3121 F A X 番号: 06-6222-1967

引受保険会社 : 三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部第三課

メールアドレス: jikorenaku@worldins.co.jp

営業時間帯 : 平日 9:0 0 ~ 17:0 0

4. 事故発生時の流れ

① 会員マイページより『事故連絡表』をダウンロードの上、
必要事項をご記入ください。

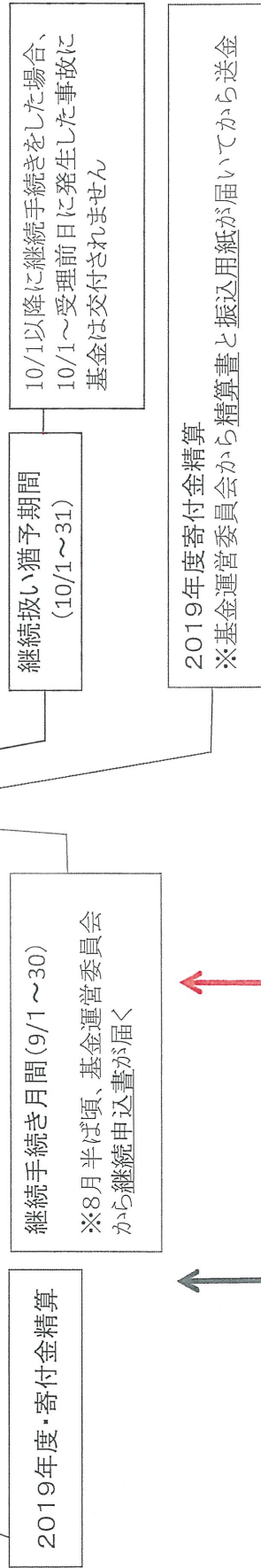
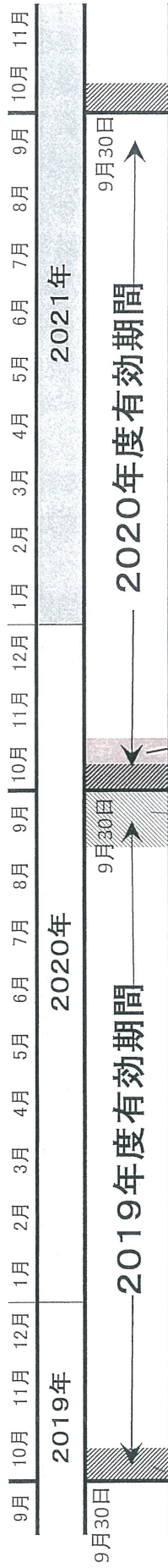
②『破損したアウトドア用品の写真』・『修理見積書 (修理可能な場合)』をご準備
頂き、上記取扱代理店宛に、メール・F A X・郵送にてお送りください。

※修理不能の場合は、お手元の現品は回収させていただく場合がございますので、
お手続きが完了するまではお捨てにならないでください。

※盗難等の現品回収不可能な場合、『警察の盗難届』『購入時レシート・保証書等』
の提出が要件となります。

年間の手続き 説明図

期限月が9月の場合



【例】 2020年1月4日に新規登録 (3口) を受理された場合

➤ 有効期間 = 2020年1月4日
～ 2020年9月30日

➤ 寄付金額 = $100円 \times 3口 \times 9ヵ月 = 2,700円$

※年度途中の登録は月割計算

※有効期間が10ヶ月・11ヶ月の場合は1年と同額

【例】 海外レッキングに行くため、2020年6月15日に増し口 (5口→10口) を受理された場合

➤ 5口適用期間 = 2019年10月1日～2020年6月14日
10口適用期間 = 2020年6月15日～2020年9月30日

➤ 寄付金額 = $10,000円$ (※月割り計算せず1年と同額)

※年度途中の退会・退会日以降基金は無効になります
精算は申込時の金額 (満額) にて行います